

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612、6613）あてに願います。

注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html）を参照願います。

2013年7月10日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)

- (1) 公表の対象となる契約相手方 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等 (注) として再就職していること
注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること
- (2) 公表する情報
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
イ . 契約相手方の直近 3 カ年の財務諸表における当機構との取引高
ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供
契約締結日から 1 ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 4 国名：ヨルダン 担当：経済基盤開発部
案件名：ペトラ博物館整備計画協力準備調査
調査区分：プロジェクト形成（無償）

1 契約予定期間：2013年9月上旬～2014年5月下旬

2 参加要件

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。
海外における博物館又は類似の公共建築物に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

商社、建設業者、本件に関連する資機材製造部門を有するコンサルタント及び本件に関連する資機材メーカー

4 今後の選定プロセス（予定）

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年7月24日から2013年7月26日17：00まで
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。
依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年7月24日から2013年7月29日23：59まで
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2013年8月9日12：00まで
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知 : 8月下旬
- (5) 契約交渉 : 8月下旬

5 業務の目的

ヨルダンには、観光資源としてローマ時代、十字軍、オスマン時代などの文化遺産が豊富に存在しているだけでなく、死海をはじめとする固有の自然景観にも恵まれている。ヨルダンにおける観光業は、GDPの約13%、貿易外収支の約20%を占め、構造的な貿易赤字を抱える同国にとっては経済を支える貴重な産業である。また、観光業は同国における最大の雇用の創出源(4.4万人、2.4%)であり、若年層の失業率が30%前後に高止まりしている状況下、若年層の雇用の受け皿としても更なる成長が期待されている。

ペトラは、ヨルダンが誇る世界遺産のひとつであり、同国への年間観光客数約700万人のうち約100万人が訪れる等最大の観光地であるが、遺跡観光が中心であり、遺跡以外に観光客をひきつける観光地、商業施設等が整備されていないため、ペトラにおける観光客の滞在時間は2泊に満たない。そのため、観光客からの外貨収入は伸び悩んでおり、経済効果を地域に還元するための魅力的な集客地点の整備が課題となっている。また、中東地域の政治変動による周辺国の不安定化によって、ヨルダンへの観光客は減少傾向にあり、観光客一人当たりの経済効果を増大させるための方策が必要となっている。

他方、ペトラはナバタイ人の残した遺物（文化財）が数多く出土しているが、遺物の保存・展示については適切に管理されているとは言い難い状態であり、改善が求められている。ヨルダン政府は、こうした状況に鑑み、我が国に対しペトラ博物館の建設にかかる要請を发出した。

JICAは、関連情報を収集し、要請内容を確認するために、2012年8月末から2013年6月上旬の期間、計3回の予備調査を実施した。予備調査の結果、要請施設は、ペトラ遺跡入口にある既存のビジターセンター（Visitor Center、以下「VC」）に隣接して建設し、このVCと一体的な施設とすること、既存のペトラ博物館をはじめ遺跡における文化財の保護に貢献する必要があることが確認された。

上記を踏まえ、本業務は要請案件の必要性及び妥当性を確認し、一般文化無償資金協力案件として適切な概略設計を行い、事業計画を策定し、概略事業費を積算することを目的とする。

6 業務の範囲及び内容

(1) 業務対象地域

ヨルダン国内マーン県ワディムサ

(2) 関係官庁・機関

主管官庁：ヨルダン政府観光・遺跡省（Ministry of Tourism and Antiquities: MOTA）

実施機関：ペトラ開発観光局（Petra Development and Tourism Authority: PDTRA）

(3) 業務の内容

ア インセプション・レポートの作成

イ インセプション・レポートの説明・協議

ウ プロジェクトの背景・経緯の確認

エ 当該セクター（ペトラ遺跡保存にかかる諸活動）の上位計画における、要請案件の位置付け及び整合性の確認

- オ 調査対象地域の開発計画の確認
- カ 援助動向調査
- キ 先方の将来計画と要請案件との整合性の確認
- ク プロジェクトの実施体制の確認
- ケ サイト状況（自然条件等）調査
- コ 環境社会配慮（EIA）及び遺跡影響調査（HIA）
- サ 交通流調査
- シ 施工計画／調達事情調査
- ス プロジェクト内容の計画策定
- セ 相手国側負担事業の概要
- ソ プロジェクトの概略事業費
- タ 協力対象事業実施に当たっての留意事項
- チ プロジェクトの評価
- ツ 準備調査報告書（案）の作成
- テ 準備調査報告書（案）の説明・協議
- ト 準備調査報告書等の作成

7 成果品等

- (1) 業務計画書：2013年9月上旬
- (2) インセプション・レポート：2013年9月中旬
- (3) 現地調査結果概要：2013年10月中旬
- (4) 準備調査報告書（案）：2013年11月下旬
- (5) 概略事業費（無償）積算内訳書（コスト縮減検討資料、事業費ドナー比較資料を含む）：2014年2月上旬
- (6) 機材仕様書：2014年2月上旬
- (7) 概要資料（完成予想図を含む）：2014年1月上旬
- (8) 準備調査報告書（完成予想図を含む）：2014年5月中旬
- (9) デジタル画像集：CD-R 2枚（デジタル画像40枚程度）：2014年5月中旬

8 主要な分野及び評価対象予定者

- (1) 業務主任／建築計画1（評価対象予定者）
- (2) 建築計画2／自然条件調査1
- (3) 展示計画
- (4) 施設設計
- (5) 機材計画
- (6) 施工計画／積算1
- (7) 調達計画／積算2
- (8) 環境社会配慮（遺跡影響配慮含む）
- (9) 交通計画
- (10) 業務調整／自然条件調査2

9 特記事項

- ア 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。以下「受注コンサルタント」という。）は、本調査の結果に基づき、我が国政府による無償資金協力が実施される場合は、設計監理契約以外の役務及び財の調達には参加できない（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も調達できない）予定です。
- イ 共同企業体の結成を認める予定。
- ウ 本調査は、予備調査の段階からJICAと包括的な連携協定を締結している「独立行政法人 国立文化財機構 東京文化財研究所」の協力及び助言を得ながら進めている。本概略設計調査においても、JICAは同研究所及び同研究所が推薦する各専門家の協力及び助言を得ながら進めていく予定である。
- エ 2012年8月末、同年11月上旬、2013年6月上旬に計3回の予備調査実施済。これまでの予備調査を通じ建設サイトの確定についてヨルダン側と協議を進めていますが、UNESCOとの調整もあり最終確定していません。現在も先方と協議を継続中ですが、進捗状況により公示が取り下げになる可能性があります。また、調査の全体工程についても後る倒しの可能性を検討中です。公示期間中に変更が生じた場合には、別途お知らせいたします。

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。